

○文教委員会

內閣提出法律案（四件）

番号	件名	8	9	45	57
	國立学校設置法の一部を改正する法律案	義務教育諸学校施設費国庫負担法の一 部を改正する法律案	学校教育法の一部を改正する法律案	日本学術會議法の一部を改正する法律案	日本学術會議法の一部を改正する法律案
提出					先議
提出	五、六、二、一	二、一	三、八	四、三	
送付	五、三、二四	受領	五、三、二五	受領	五、三、三
付委員会	(予)一	(予)一	(予)一	(予)一	(予)一
議委員決会	五、三、三〇	可決	三、三〇	可	五、二七
議本会決議	五、三、三一	可	三、三	可	五、一三
付委員会	五、三、三二	可	三、三	可	五、一三
議委員決会	五、三、三三	可	三、三	可	五、一三
議本会決議	五、三、三四	可	三、三	可	五、一三
付委員会	五、三、三五	可	三、七	三、八	五、二五
議委員決会	五、三、三六	可	三、五	五、二	継続審査
議本会決議	五、三、三七	可	三、五	五、一二	
備考					

本院議員提出法律案（二件）

番号	件名	提出者	予備送衆へ提	参考議院	備考
5 第九十四回 会	3 第九十四回 会	女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案	勝又武一君 (五六、二二〇)	(月日) 付月日	勝又武一君 (五六、二二〇)
外勝又武一君 (二、二七)			出月日		
二三七		五六、二二〇未	付委員会	参議院	
未			議委員決議		
了	了		議本會議		
			付委員會	衆議院	
			議委員決議		
			議本會議		
			議本會議		

番号	件名	提出者	予備送本院へ	参考議院	備考
11	医学及び歯学の教育のための文献に関する法律案	(文教委員長) 五六、五、一二	(月日) 五八、五、二三	付月日 提出月日	
		(予) 五六、五、一二	付委員会	参議院	
		可 決	議委員決会	議院	
		可 決	議本会決議		
			付委員会	衆議院	
			議委員決会		
		可 決	議本会決議		

国立学校設置法の一部を改正する法律案(閣法第八号)(衆議院送付)

五八、二一、一 内閣提出

三、二四 衆可決

三、三一 参可決

要旨

本案の主な内容は、次のとおりである。

- 一、三重大学に人文学部を設置すること。
- 二、奈良教育大学及び福岡教育大学に大学院(修士課程)を設置すること。
- 三、高岡短期大学を新設し、山形大学工業短期大学部を廃止すること。
- 四、筑波大学の第三学群に国際関係に関する教育の分野を加えること。
- 五、昭和四十八年度以後に設置された国立医科大学等に係る職員の昭和五十八年度の定員を一万七千八百九十五人に改めること。
- 六、この法律は、昭和五十八年四月一日から施行すること。

委員長報告

ただいま議題となりました二法律案につきまして、文教委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、国立学校設置法の一部を改正する法律案は、三重大学に人文学部を、奈良教育大学及び福岡教育大学に修士課程の大学院をそれぞれ設置するとともに、高岡短期大学を新設し、昭和四十八年度以後に設置された医科大学等の職員の定員を改めようとするものであります。

委員会におきましては、提案されている大学、学部、学類等の設置の目的と経緯、地方国立大学の整備充実、大学開放の促進、医師養成の見直しの必要性、国立大学の事務職員等の処遇改善などの諸問題について熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと

ただし、高岡短期大学の新設に関する規定は同年十月一日から、山形大学工業短期大学部の廃止に関する規定は昭和六十一年度四月一日から施行すること。

七、高岡短期大学は、昭和六十一年度から学生を入学させるものとすること。

八、その他所要の改正を行うこと。

存じます。

質疑終局の後、日本共産党を代表して佐藤委員より、原案から筑波大学の国際関係学類の新設に係る部分を削除する旨の修正案が提出されました。

討論はなく、採決の結果、日本共産党提出の修正案は賛成少数をもって否決、次いで原案は賛成多数をもって可決、よって本法律案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、片山委員より五会派共同の附帯決議案が提出され、全会一致をもって委員会の決議とすることに決定いたしました。

次に、義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案は、児童生徒急増市町村が設置する小中学校校舎の新增築費に対する国の負担割合三分の一の特例措置を昭和六十二年度まで継続しようとするものであります、政令で定める市町村については、国の負担割合を七分の四としております。

委員会におきましては、不足教室の解消等円滑な施設整備の促進、学校規模の適正化、情操豊かでたくましい児童生徒の育成に配慮した安全な施設の整備、障害児受け入れ

のための施設設備のあり方などの諸問題について熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑終局の後、日本共産党を代表して佐藤委員より、政令で定める市町村に係る国の負担割合を七分の四とする部分を削除する旨の修正案が提出されました。

討論はなく、採決の結果、日本共産党提出の修正案は賛成少数をもって否決、次いで原案は賛成多数をもって可決、よって本法律案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、柏谷委員より各会派共同の附帯決議案が提出され、全会一致をもって委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案  
(閣法第九号)(衆議院送付)

五八、二、一 内閣提出

三、二五 衆可決  
三、三一 参可決

## 要旨

本法律案は、児童生徒急増市町村が設置する小中学校校舎の新增築に要する経費に係る国の負担割合を三分の一に引き上げる措置を、引き続き昭和六十二年度まで継続しようとするものである。ただし、政令で定める児童生徒急増市町村については、国の負担割合を七分の四としている。

## 委員長報告

国立学校設置法の一部を改正する法律案の委員長報告参考照

学校教育法の一部を改正する法律案（閣法第四五号）（衆議院送付）

五八、三、一八 内閣提出

五、一二 衆可決  
五、一八 参可決

## 要旨

本案の主な内容は、次のとおりである。

一、大学において獣医学を履修する課程の修業年限を四年から六年に延長すること。

二、この法律は、昭和五十九年四月一日から施行すること。

三、一の措置に伴い、獣医師法に定める獣医師国家試験の受験資格を、現在の大学院修士課程を修了した者から、大学において獣医学の正規の課程を修めて卒業した者に改めること。

## 委員長報告

ただいま議題となりました二法案につきまして、文教委員会における審査の経過と結果を御報告します。

まず、学校教育法の一部を改正する法律案は、大学において獣医学を履修する課程の修業年限を現行の四年から六年に延長することによって獣医学教育の改善充実を図ることとともに、これに伴って、現在、獣医師法において、大学院修士課程を修了した者とされております獣医師国家試験の受験資格を、大学において獣医学の正規の課程を修めて卒業した者に改めようとするものであります。

次に、医学及び歯学の教育のための献体に関する法律案は、衆議院文教委員長提出によるものであります、医

学及び歯学の教育の向上に資するため、献体の意思の尊重、献体に係る死体の解剖の要件の緩和、献体の意義について国民の理解を深めるための措置等献体に関する必要な事項を定めることにより、解剖体の確保を図ろうとするものであります。

委員会におきましては、両案を一括して質疑を行い、ま

ず学校教育法の一部を改正する法律案につきましては、六年制一貫教育の実施に伴う獣医学教育の充実策、国立大学における獣医学科の統廃合の見通し、獣医師の需給関係、資質向上策及び処遇の改善などの問題が、また、医学及び歯学の教育のための献体に関する法律案につきましては、医学部及び歯学部における解剖体の不足の実態とその原因、国が行う啓発普及活動充実の必要性などの問題がそれ、それとあげられましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、両案とも討論はなく、順次採決の結果、いずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。

医学及び歯学の教育のための献体に関する法律案（衆第一号）（衆議院提出）

五八、五、一一 衆文教委員長提出

五、一二 衆可決

五、一八 参可決

要旨

本法律案は、医学及び歯学の教育の向上に資するため、解剖体の確保と供給の安定化を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、自己の身体を死後医学又は歯学の教育として行われる身体の正常な構造を明らかにするための解剖の解剖体として提供することの希望（以下「献体の意思」という。）は、尊重されなければならないこと。

二、死亡した者が献体の意思を書面により表示しており、かつ、遺族がその解剖を拒まない場合又は遺族がない場合には、死体解剖保存法の規定にかかわらず、遺族の承諾を受けることを要しないこと。

三、文部大臣は、献体の意思を有する者が組織する団体に

対し、その求めに応じ、その活動に関し指導又は助言をすることができること。

四、国は、献体の意義について国民の理解を深めるため必要な措置を講ずるよう努めること。

五、その他、遺族がない場合における引取者による死体の引渡し、解剖体として受領した死体に関する記録の作成

成・保存及び報告等所要の規定を設けること。

六、この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行すること。

### 委員長報告

学校教育法の一部を改正する法律案の委員長報告参照

### ○社会労働委員会

内閣提出法律案（三件）

番号	件名	提出	月提出	送付又は（衆）月日へ	付委員会	参議院
25	24	19				
案	特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法案	戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案	五六、二八	受領	五六、三二五	本院に受領
駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案	五六、二〇	二〇	二〇	（予）	（予）	（衆）
（二〇）	（二〇）	（二〇）	（二〇）	（二〇）	（二〇）	（二〇）
可決	可決	可決	可決	可正九	修正九	付委員会
可決	可決	可決	可決	可正一〇	修一〇	議本会
（二一〇）	（二一〇）	（二一〇）	（二一〇）	（二一〇）	（二一〇）	（二一〇）
可決	可決	可決	可決	可正二五	可正二五	議本会
可決	可決	可決	可決	可正二五	可正二五	議本会
				衆意	衆意	備考